

監 査 報 告 書

社団法人 成年後見センター・リーガルサポート
理事長 大 貫 正 男 殿

平成 17 年 5 月 10 日
社団法人 成年後見センター・リーガルサポート
監 事 細 田 長 司
監 事 風 間 邦 光

私ども監事兩名は、平成 16 年 4 月 1 日から平成 17 年 3 月 31 日までの第 6 会計年度における会計及び業務の監査を行った結果を、次のとおり報告する。

1 監査の方法の概要

- (1) 会計監査については、帳簿並びに関係書類の閲覧など必要と思われる監査手続を用いて計算書類の正確性を検討した。
- (2) 業務監査については、理事から業務の報告を聴取し、関係書類の閲覧など必要と思われる監査手続を用いて業務執行の妥当性を検討した。

2 監査意見

- (1) 収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録は、会計帳簿の記載金額と一致し、法人の収支及び財産の状況を正しく示していると認める。
第 5 会計年度（平成 15 年度）監査報告で指摘した「法人全体の繰越金が多額であり、その実に 3 分の 2 が支部における繰越金」である状態はさらに支部繰越金が 8 割を超える状況となっている。繰越金の存在による内部留保の問題については、全体としてみれば減少し改善がみられるが、依然として高額である支部の繰越金の問題はきわめて重要な課題である。財務改善アクションプランの 3 年目となる次年度において抜本的な対策を講じていただきたい。
会費については、納付状況に改善がみられるものの一部に未収金の問題が残っている。とりわけ、定率会費については不公平感がないよう徴収方法の改善をすすめていただきたい。
50 支部を網羅した会計処理システムの構築については、ほぼその導入に目途が立ち、その結果、支部を含めた法人全体の収支決算報告書の作成等についても、比較的迅速で正確な処理が可能となってきている。
なお、法人の事業執行の中で、個々の会員が行う実際の後見事務が、不適切な職務遂行とならないように、たとえば、倫理に関する事例集の作成をするなどの工夫をされることを検討されたい。また、各地における家庭裁判所等との連携協力にも留意し、裁判所職員との意見交換の機会や勉強会の開催などを設けることができるように配慮されることを期待する。
- (2) 事業報告書の内容は真実と認める。
- (3) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はないと認める。

以上